

今夏、参議院議員通常選挙が行われます

〈おことわり〉

参議院議員通常選挙の投票日は、まだ決定していません。(令和元年6月5日時点)

この記事にある日程等は、公示日7月4日(木)、投票日7月21日(日)になった場合を想定したものです。

公示日・投票日が別の日になった場合には、各記事の日程等も変更になりますので、ご注意ください。

**これからの国政の行方を決める大切な選挙です。
一人ひとりがよく考え、みんなが投票しましょう。**



出雲市で投票ができる人

投票できるのは、出雲市の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権がある人です。

選挙人名簿に登録されるのは、平成13年7月22日までに生まれた人で、出雲市に3か月以上住所を有している人(転入者については、平成31年4月3日までに転入の届出をした人)です。

●市外から転入した人

平成31年4月4日以降に出雲市へ転入の届出をした人は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前の住所地の投票所で投票できます。詳しくは、転入前の市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

●市内で住所を異動した人

6月27日現在の住所地の投票区で投票することになります。6月28日以降に市内で住所が変わった人はご注意ください。

投票所の入場券

入場券(はがき)は、7月3日以降に郵送します。投票の場所と投票時間をご確認のうえ、投票日当日に持参してください。

配達の都合で、近隣あるいは同一世帯内でも日にちが前後して届くことがありますので、ご了承ください。

なお、入場券(はがき)をなくしたり、忘れたりした場合でも、投票はできます。本人であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)を持参し、投票所の係員に申し出てください。

ポスター掲示場

市内502か所に公営のポスター掲示場を設置します。なお、候補者のポスターが破れたり、はがれたりしているのを見かけた人は、出雲市選挙管理委員会(☎②6559)までご連絡ください。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などが掲載された選挙公報は、7月15日(月)に新聞折り込みで各家庭に配りまします。(山陰中央新報、読売、朝日、毎日、産経、中国の各新聞に折り込む予定です。)また、市役所本庁・各行政センター、コミュニティセンター、広報文書の拠点配布場所にも置いています。そのほか必要な人は、出雲市選挙管理委員会にご連絡ください。島根県選挙管理委員会のホームページでも見ることができます。

投票について

●投票所の場所

投票所の場所は、入場券(はがき)に記載してありますので、ご確認ください。

◎投票所の変更について

次の投票区の投票所は、前回の選挙(平成31年4月の島根県知事選挙・島根県議会議員一般選挙)と場所が異なります。ご注意ください。

【第76投票区】

「ひかわ図書館」(前回 直江コミュニティセンター)

●投票の時間

午前7時から午後7時または午後6時までです。入場券(はがき)に記載してありますので、ご確認ください。

投票日に投票に行けない人は・・・

期日前投票

投票日当日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合には、期日前投票ができません。

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある。
- ・レジャーや買物などの用事で投票日に投票区域内にいない。

投票できる期間

7月5日(金)～7月20日(土)

投票の時間

午前8時30分から午後8時まで。ただし、イオンモール出雲は、午前10時から午後7時まで。

期日前投票所の設置期間

(土・日曜日)も開設しています。どの期日前投票所でも投票できます。(

7月5日(金)～7月20日(土)

・出雲市役所 本庁舎

・出雲市役所 平田行政センター

7月13日(土)～7月20日(土)

・イオンモール出雲

・出雲市役所 佐田行政センター

・出雲市役所 多伎行政センター

・湖陵コミュニティセンター

・出雲市役所 大社行政センター

・出雲市役所 斐川行政センター

みんなでいこう。明るい選挙。



入場券(はがき)を持参してください。

入場券(はがき)が届いていなかったり、なくしたり、忘れたりした場合は、本人であることを確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)を提示してください。

不在者投票

〔滞在地の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票〕

仕事や旅行などで公示日から投票日まで出雲市内にいない人などが対象です。事前に、出雲市選挙管理委員会に所定の様式により投票用紙を請求してください。手続方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

〔病院、施設での不在者投票〕

島根県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人が対象です。ご本人から病院・施設へ早めにお申し出ください。

〔郵便による不在者投票〕

次の①～③のいずれかに該当する人が対象です。

①身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が次のいずれかである人

ア. 両下肢、体幹、移動機能の障がい
「1級・2級」

イ. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
「1級・3級」
ウ. 免疫、肝臓の障がい
「1～3級」

②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が次のいずれかである人

ア. 両下肢、体幹の障がい
「特別項症」
2項症

イ. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい
「特別項症」
第3項症

③介護保険の被保険者証に記載されている「要介護状態区分」が「要介護5」の人

―郵便による不在者投票には、代理記載制度もありません―

前記の要件に加え、次のいずれかに該当することが必要です。

①身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が上肢、視覚の障がい
「1級」

②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が上肢、視覚の障がい
「特別項症」
2項症

※郵便による不在者投票の投票用紙などの請求期限は、7月17日(水)午後5時までです。手続については、早めに出雲市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙についてのおたずねは

出雲市選挙管理委員会(事務局)

☎0854-2106059